春闘ニュース

第2号
'87年2月14日

全国日雇労働組合協議会
釜ヶ崎支部 釜ヶ崎日雇労働組合
電話 06－652－3273

給料違反－ボッタクリの 明輝建設利理

仲間たち！

昨日、京都の明輝建設にて働いていた仲間より、「単価七、五80円でバラシをやらされた」「七、三80円だった」「飯代を三100円ととられた」等の相談がよせられた。

即刻、手配に来ていた明輝の責任者をセンター二階でアブレ手当をもらっている多くの仲間の前にやらせ、昨年3月、86春斗条件をホゴにし、ボッタくっていた事実を認めさせ、左記の確約を行なわせた。

仲間たち！ 仕事がリストかったことにつけ込み、86春斗での八、五00円以上、飯代も二、六00円以内でやるとの約束をホゴにし、倍賃金でコキ使い、飯代をボッタくるなど、絶対に許せないヤリ口だ。

☆どんな仕事でも、八、五80円以下だった仲間はあつまれ！

☆飯代（実代、仕出屋弁当を含む）一、六00円以上とられた仲間はあつまれ！

☆交通費も支払ってもらわなかった仲間はあつまれ！

☆残業代、一、三二八円以下だった仲間は、釜日労へ集まれ！

今すぐとり戻そう！

よく見てください

確約書

1987年2月13日

釜ヶ崎日雇労働組合 殿

明輝東京
代表 山下明輝

1987年2月13日 千種 安藤 能谷 森本 若狭 氏 並 当社にて就労した人達の條件違反について釜日労より指摘を受けた。よって条件（単価を、1,600円以上、飯代一日を含め、1,600円以内、代は法定通貨で支払う、交通費全額支給）の約束をホゴにし、求人並に就労させた件について深く謝罪し、以下約束します。

記

1. 単価を1,600円以下しか受取ってない人にはその差額分を支払う。
2. 飯代（実代、弁当代含む）について、1,600円以上取られている人については、その差額分を返します。
3. 交通費について受け取ってない人は支給します。
4. 残業代については法定額以下しか受け取ってない人は、その差額分を支払います。
5. 今後は給料明細書の発行をおこない、求人に際しては、アンケートを明輝用紙におこないます。
6. 今後、組合との約束事項について破棄し、約束の履行せずに、会社に改善、努力します。

以上